

お客様各位

輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表に関する判定

下記の製品について輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表に関し検討した結果、下記のとおり判定いたします。

(2024年 9月 8日施行の政省令改正に対応)

商 品 名	判 定	注
タブレット	輸出令別1-8項 非該当 輸出令別1-9項(7) 非該当 外為令別8項(2) 非該当 外為令別9項(1) 非該当	○

注○ 暗号機能を搭載する製品がありますが、いずれも市販されているため、貨物等省令第8条第九号へ(一)により非該当になります。

【注意】対象商品は輸出令別表第1の16項、または、外為令別表の16項に該当するため客観要件(核兵器、生物・化学兵器、またはこれらを運搬するロケット等の開発等のために用いられるおそれがある場合(国連武器禁輸国・地域向けの場合は、通常兵器の開発・製造・使用のために用いられるおそれがある場合を含む))またはインフォーム要件(これら核兵器等または通常兵器の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣の通知を受けた場合)に該当する場合は、当該規制に従い経済産業大臣の輸出許可が必要となる場合があります。

【注意】輸出令別表第1/外為令別表の1項～15項の内、上述判定で記載のない項番は対象外です。

以 上

NECパーソナルコンピュータ株式会社
輸出管理担当

